

議案第103号

幕別町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

幕別町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条中「以下とし、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。